

第865回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年8月3日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（ 15名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里	7番 澤田 誠規
8番 西山 成彦	9番 小島 久司	10番 寺田 巧
11番 羽賀 大透		

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 堀内 愛貴	5番 赤星 文香	

4. 欠席者（ 3名）

4番 山本 欣史

6番 山本 大 7番 浦田 久永

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
産業振興課 農業振興係長	濱田 紘一		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第4条許可申請審査について
議案第3号	農地法第5条許可申請審査について
議案第4号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第5号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

受付番号9番。場所は2ページに位置図をつけております。

橋上町坂本。主要地方道宿毛津島線沿いにある浅瀬橋を渡ったところにある、農地のうちの4筆です。

譲渡人は高齢となり耕作が困難となってきたため、隣接地で耕作している譲受人に農地を譲り渡すことになりました。売買で、田・畑では水稻や粟を耕作するとの計画が出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号10番。場所は3ページに位置図をつけております。

駅東町二丁目。宿毛バイパス長田町交差点付近にある農地の1筆です。

売買で、取得後は柑橘類を耕作するとの計画が出されています。

本申請は双方から委任を受けた四万十市の西川行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号9番について、坂本地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに9番朗読】

事務局の報告にもありましたが、譲渡人の●●さんに現地に行ってもらって。杖をついてようかい歩いているような状態であり、隣で畑を作っている●●さん（譲受人）が譲り受けたいということです。両方に確認して問題ないと思いますが、よろしくお願ひしますということです。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 続きまして、受付番号10番について、駅東町地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに10番朗読】

7月29日に松本委員同行で現地を確認しております。その後7月31日に●●さん（譲受人）と●●さん（譲渡人）に電話をして確認しております。間違いはないということです。1点ちょっと登記と現況の部分で登記・田、現況・畑になっておりますが、自分らが行ってバイパスのところ、

地図がありましたので確認した時にちょうど稲が植わっておりまして、ここやねということで松本委員と確認したんですが、ひょっと自分らが行った隣にですね、荒れてはいるんですが同じ面積くらいで一画畑がありまして、隣接しているんですが、そこをひょっと見誤ったという可能性もあるんですが、まあ一応、二人にね電話で確認した時に間違いないということですので、自分たちもその時点では問題ないということで別れておりますので、間違いないということですので、審議のほどよろしくをお願いします。

- 議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 寺田委員 いいですか。今言われたように、3条の場合にその現地確認がどれほど意味があるかということなんですがね。あくまで登記簿の動きだけやもんね。現地自身に地番を振っているわけでもないし。はたして3条の申請にそれば緻密なものがあるかなとは思いますがね。
- 川島委員 いいよる土地は、大草になっちようところやと思うがよ。バイパス沿いで田を植えちようところは●●がもっちようがやけん。
- 稲田委員 一番端っこはきれいに植えちようがやけど。地図でね、自分らがここやねっていうところは稲が植わっちようような場所やったがよ。
- 寺田委員 国調とかはいっちようがやないが。
- 事務局長 ここは皆さんが言っていた大草が生えているところで。私も一番気になっているところで。市役所（本庁）が移って通勤ルートが変わった職員もいっぱいいますし、非常に目に余るところで。●●さん（譲渡人）については県外に在住しているということで、何回かアタックしたこともあるんですけど、この度ひょっこり3条申請があがってきたので、こちらとしては渡りに船ではないですが、ここは改善されると思っております。もう一つ横にあるのは一定管理されているのでそこについては大丈夫かと思っております。
- 川島委員 大草じゃろ。
- 事務局長 本当に。すごいところで。交差点で車止まったら嫌でも右に回る際には目に入るところですので。

○寺田委員 国調はいっしょうがやったらあれやもんね。

○事務局長 ここは全部わかります。大丈夫です。

(審議中)

○議 長 ほかにご意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号1番。申請場所 所在地 橋上町楠山 5ページに位置図を付けております。申請者の自宅の隣接地になります。

転用目的としましては、申請者は、これまでの墓地が狭くなり、また昨年父親が亡くなったこともあり新たに実家の隣接地に墓地を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

墓地の設置に伴う面積は1,140㎡のうちの13.29㎡で、資金計画は、墓地設置費用 32万円、すべて自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。

第4条許可申請審査についての説明は以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号1番について、楠山地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに1番朗読】

今、事務局長より説明がありましたように、川島委員と29日に行きまして、もうここは一軒だけで周りに何も無いところでありまして。先ほど言ったようにお父さんが亡くなったんで、上にある墓を下に下ろしたいということで新しく転用するということです。現在はその家の周りに全く民家もなく山の中に一軒あるだけのところでありまして、問題ないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

- 事務局長 議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号3番。申請場所 所在地 大字押ノ川 7ページに位置図をつけております。西南交通バス西押ノ川バス停付近、国道56号沿いの農地1筆になります。
- 転用目的としましては、転用者は石材事業を営んでおり、この度事業拡大に伴い現在市内にある石材センター（宿毛市平田町戸内3386-22）での資材保管スペースが不足してきたことから、新たな資材置き場を計画しました。申請地は津波等の自然災害のリスクが少なく、隣地には同社の石材工場があり立地がよく、事業目的を達成可能な十分な広さを有しておることから今回の転用を計画したものであります。
- 農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。
- 資材置き場の面積は、1,209.00㎡です。資金計画は土地取得費が150万円、土地造成費が100万円、これら合計250万円すべてを自己資金で賄うこととしております。
- 農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長 続きまして、受付番号3番について、押ノ川地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

- 稲田委員 【議案書をもとに3番朗読】
7月29日松本委員と一緒に現地を確認しております。問題ないということでした。7月31日に●●さん（譲受人）に電話をし間違いのないということでした。ただ●●さん（譲渡人）につきましては連絡がなかなかつきませんでした。先月の会・非農地の関係でも●●さん（譲渡人）については2、3度電話しましたが連絡がつかず、非農地の時は行政書士の曾根さんに連絡を取りまして間違いのないということでした。今回●●さん（譲渡人）に連絡がちょっとついておりませんので申し添えておきます。問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

- 稲田委員 担当で片方の人に連絡がつかんというのがはどんなん。こんながでええがやろうか。

○事務局長 ごめんなさい。ちょっとそこまで詳細を把握してなかったんですが、本案件については先ほど稲田委員も言いましたように、事務委任を受けた行政書士がおりますので、そちらを介して確認がとれてますので支障はないかと思えます。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
まず、受付番22番についてご説明いたします。新規設定です。
場所は大字二ノ宮。主要地方道宿毛津島線の二ノ宮保育園近く、松田川沿い北側に広がる農地のうちの1筆になります。
田では芋などを作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号23番から25番の3件につきましては、利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第4号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど9ページにあります議案第5号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

いずれも新規設定です。また設定期間は10年、利用権の種類は使用賃借で、いずれも同様の設定内容になります。

場所は大字中角(8筆)と橋上町平野(2筆)、橋上町橋上(3筆)です。3名(内1名は相続人)の所有者から合わせて13筆、約19,432㎡の設定になります。

登記及び現況地目はすべて田で水稻を作るとの計画が出されております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申し出のありました、受付番号23番から25番の3件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定の申請は以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 続きます。受付番22番及び23番から25番について、二ノ宮地区担当の川島委員より説明をお願いいたします。

○川島委員 【議案書をもとに22番、23番から25番朗読】

22番のこれは、イチゴを作りよる人の隣の土地で、どうしてもイチゴだけではいかんけん、他のこともしたいけんと言うことで僕が仲人をしました。ということです。

23番から25番。多分農業公社の分は中角の組合にいくと思うがよ。貸す人が中角の組合にうちのやつ作ってくれんかと持っていったら、一応農業公社を通してくれというような形になっちゃうけん、これに割り込んでいくがもね。以上です。審議のほどよろしく願いします。

○議長 長 事務局と委員より説明がりましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほか意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとしますので、「議案第4号」4件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 濱田係長 入室)

○議長 続きまして、議案第5号「農地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議長 担当課 産業振興課 濱田係長より議案の説明をお願いします。

○産業振興課 濱田係長

産業振興課 濱田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは農用地利用配分計画について説明させていただきます。9ページ、本日差し替えさせていただいた資料をご覧ください。こちら議案第5号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」であります。議案第4号で承認いただきました、農用地集積計画につきまして高知県農業公社が借り受けた農地を受け手に配分する計画となっております。こちらですね、別紙借受選定理由書によりまして、受け手として応募されております農業経営体の中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●●●●●●が適当であると配分計画を作成しております。

以上、農用地利用配分計画の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○澤田委員 ●●●●●●●●●●にいくんだけど。大字中角と平野の方、これは集積の

証明というのは別々になるが。

- 議 長 平野は出んがやない、集積金は。出んがやない地区外のものは。
- 澤田委員 集積金は出るけど。●●●●●●●●では。
- 川島委員 ●●●●●●●●どうやち。こっちが決める事やないけん。
- 澤田委員 決めることやないけど、我々も今からもあるけん。
- 議 長 ちょっと例を出させてもらうけど、平田も山田で作りするけど、いっさいもらえんけん。もらえんと思います。
- 小島委員 それがあって、この自分らもそしたらそれなりに、割り振ってよ。名前、名義上でも割り振ってでもお金を下りるようなかっこうにしちやるがも、自分らの務めでもあるぞ。
- 川島委員 お金を下りるがをね、それを個人に渡さんづくにね。渡さんように個人と話し合いをしてよ、いろんなことをやりよるみたいだね。黙って●●●●●●●●●●が入れたり、そのまま作り手にやったりやなしに。こういうお金がはいったと、双方の話し合いで解決しよるみたいだね●●●●●●●●はね。
- 小島委員 まあそれは、なんて言うか。手助けしたり助言したり、なんだりするのが組織やろうし。まあ言うたら勉強会やけんね。これはこれでいいです。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- 寺田委員 意見じゃないけど、これ12筆になっちょうけど13筆やないが。
- 議 長 外になっているので12筆でいいのでは。
- 寺田委員 今まで勘違いしちよったかも。
- 議 長 ほかにご意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 それでは、これより採決をいたします。

議案第5号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第5号」3件は、市に答申することになりました。濱田係長、ありがとうございました。

(産業振興課 濱田係長 退室)

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号11番。議案書は10ページになります。申請場所 所在地は
大字橋上町平野。11ページに位置図をつけております。登記地目 畑1
筆です。

場所は、大字橋上町平野。申請地は昭和60年頃耕作放棄となり原野化し、現在に至っております。

本案件はこの度西側に隣接する宅地と共に所有権移転をすることになりました。本申請地は農地として残っていたことから、今回非農地証明願を申請するものです。なお本申請は所有者・名義人が既に亡くなっており、現在は破産管財人弁護士が管理していることから、本申請の名義がこのような形になっておりますことを申し添えます。

以上、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号11番について、橋上区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに番号11番朗読】

29日の日に川島委員と現地確認をし、すぐはたにファームの倉庫があるところであり、なかなか元には戻らないということであります。なお亡き●●さんの破産管財人弁護士の●●さんは大阪におり、何回も電話をかけて、7、8回はかけたがなかなか繋がらず、次ぎ変わってくれ、ここじ

やない次へと5人くらい人が変わってようかい繋がり、間違いないのでよろしくお願ひしますとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長 事務局と委員より説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○川島委員 かまんかね。今の案件よ。ファームなかつのあるろう。知った人もおるろうと思うけんど。あーいう建物にみんな砂利敷いて駐車場にしちようがよ。もうこりゃ畑には戻らんで。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 審議は終わりましたので、僕の方から。今日初めて堀内さんが来ておられますので、ここでちょっと堀内さんに自己紹介を。よろしくお願ひします。

○堀内委員 初めまして。すみません、今日は遅れてきて。遅くなつてすみませんでした。コロナの関係でマスクをさせていただきます。色々わからないことばかりですが、できるだけ会にも参加させていただきたいと思つてます。堀内です。よろしくお願ひします。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (①県に送付した結果の報告について)

本日冒頭でお知らせしました、お手元に配布させていただいた資料の農地法関係届出取り下げについてご報告いたします。

今回は2件提出されており、内容は転用申請を取り下げるものになります。

1件目です。申請場所 所在地 大字山奈町山田・登記地目 畑1筆
今年5月に申請され6月の定例会で審議しました山奈町山田に予定しておりました一般住宅の建築についてですが、定例会の審議後、当初予定しておりました、建築費への金融機関からの融資が整わないこととなり、今回取り下げという形になりましたと委任者からお伺いしております。今後は融資条件が整い次第改めて転用申請を提出する予定です。

この部分について高知県の方にも相談し、書類は全て提出して内容の方も審査する準備までいっておりましたが、金融機関からそのような状況になったと委任者より報告を受け、県に相談した結果、一旦終わりということで、こういう形になっております。

○西山委員 これは例えば、●●さん（譲受人）がよ、●●さん（譲渡人）との話はできちょうが。

○事務局長 はい。委任者を通じてということです。繰り返しになりますが融資条件が整い銀行からGOが出れば。

○西山委員 また一からよね。

○事務局長 それは一旦。話として日付だけチェンジして。当方が聞いているのは早ければ年内にもう1回アタックして、融資条件が整えばということで。

続きまして2枚目になります。

こちら、申請場所 所在地 大字押ノ川・登記地目 畑1筆

こちらと同じ5月に申請され、6月定例会で審議した押ノ川の駐車場の設置についてですが、本申請地については平成9年6月26日付けで一般住宅の建築に伴う農地法第5条転用許可申請が交付されていることがその後判明し、今回の駐車場の設置に伴う申請は、二重の申請となることから、高知県農業基盤課から、過去の転用許可の整理が必要であると指摘を受けました。この場合、最初の転用許可に関する事業計画の変更を提出することで一定整理を行い、今回の転用申請の審査を行うところですが、平成9年当時の転用申請に係る事業計画書等の書類が、高知県及び宿毛市の双方のどちらにも残っておらず、内容確認ができないことから取り下げ理由にもありますように、事業計画の変更ができず、その後の高知県との協議も

整わず、6月に提出した転用許可の見込みが立たないことから今回取り下げることといたしました。今回の取り下げ願の提出により高知県との協議は終了とし、今後は、現実的な対応としまして非農地証明に切り替えて次回9月定例会にて非農地証明願が提出され審議される予定です。

このことにつきましては、担当委員さんの方にも事前に内容確認をしていただいておりますことを申し添えます。

以上で取り下げについての説明は終わります。

○事務局員

(②公務災害保証制度への加入(集金)について)

「公務災害補償制度」の掛金を本日集金させていただきました。領収書は9月議会議案書送付時に同封させていただきます。

○事務局員

(③活動記録簿の提出について)

本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。

○事務局員

(④耕作放棄地でのヒマワリ栽培への協力依頼について)

7月18日、17時からヒマワリ畑の草取りを行いました。参加いただいた委員さん、ありがとうございました。

○事務局員

(⑤令和5年度農業委員会全員研修会について)

農業会議より令和5年度農業委員会全員研修について、令和5年8月29日の午後からオンライン形式での開催を予定していると連絡がありました。

この研修会は農業委員と推進委員全員を対象とし、毎年開催されています。委員の皆さまには詳細が分かり次第連絡させていただきますので、参加していただきますようお願いいたします。

○事務局員

(⑥次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は9月5日(火)午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は8月10日(木)で、議案送付は8月29日(火)の予定です。

○議長

ほかにご質問等ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第865回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和5年8月3日

会 長 岩本 誠司

農業委員 瀬田 頼之

農業委員 井迫 水雄